

第2回 入札等に関する有識者会議 抽出事案一覧

(対象期間：平成31年4月～令和2年3月)

<制限付一般競争入札>

No.	工事名	工種	施工担当課	備考
1	会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事	建築一式	財務部公共施設管理課	総合評価方式
2	老朽管更新事業 一箕町八幡配水管布設替工事	水道施設	上下水道局上水道施設課	

<随意契約>

No.	工事名	工種	施工担当課	備考
3	大戸浄水場膜ろ過制御設備更新工事	機械器具	上下水道局上水道施設課	

案件No. 1

抽出事案説明書

入札方式	制限付一般競争入札（総合評価方式）	
工事名	会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事	
施工担当課	財務部公共施設管理課	
工事概要	<p>あいづ総合体育館（鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造3階建）における屋根改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア 0.4 ガルバリウムカラー鋼板（ア4ホ°リフレシート裏張り）葺替え 5,368 m² ・塔屋部外壁塗装 弾性ウレタントップコート塗り 148 m² 	
契約相手方	会津土建株式会社	
入札参加資格	①登録工種	建築一式工事
	②資格総合点数	建築一式工事 780 点以上
	③地域要件	市内業者又は準市内業者
	④技術者	本工事に対応する資格を要する技術者を主任技術者（下請契約の請負代金額の合計が6,000万円以上となる場合は監理技術者）として施工現場に専任で配置できること。（いずれの技術者も専任の場合には入札日（＝開札日）以前に正社員として3月以上の雇用関係があること。）
	⑤施工実績	元請として同種工事の施工実績を有すること。ただし、準市内業者においては、過去に本市発注の建築一式工事において元請として1億5千万円以上の工事の受注実績（JV施工を除く。）を併せて有すること。）
	⑥その他	現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、本市が定める常駐義務の緩和要件等に該当する場合はこの限りでない。（配置する現場代理人は正社員であること。）

入札参加資格設定の経緯及び理由	上記① 上記②、③ 上記④ 上記⑤ 上記⑥	本工事の施工内容から設定した。 本市建設工事発注基準から設定した。 建設業法の規定から設定した。 工事品質の確保を考慮し設定した。 適切な現場管理の確保を考慮し設定した。
入札結果	別紙総合評価入札結果等のとおり	
予定価格	249,221,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
当初契約金額	226,380,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
落札率	90.83%	
備考	<p><経過></p> <p>平成31年4月10日 第1回総合評価技術審査会 4月17日 入札公告</p> <p>令和元年5月16日 入札期限 5月24日 第2回総合評価技術審査会 5月27日 開札 5月28日 仮契約 6月13日 6月議会に契約議案提出 6月28日 6月議会にて議決。本契約 7月1日 着工 12月26日 竣工検査</p>	

総合評価方式 入札結果

工事番号	第 643 号	入札日時	令和元年5月27日 午前 9時15分		
工事名	会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事	入札場所	会津若松市役所 契約検査課入札室		
工事場所	会津若松市門田町大字御山内地	契約方法	制限付一般競争入札	工種	建築一式工事
工事概要	○あいづ総合体育館屋根改修 ・構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 ・アO. 4ガルバリウムカラー鋼板 (ア4ポリエチレンシート裏張り) 葺替え 5,368㎡ ・塔屋部外壁塗装弾性ウレタントップコート塗り 148㎡	契約担当	契約検査課		
		落札業者名及び住所 (仮契約相手方)	会津若松市追手町5番36号 会津土建 株式会社 取締役社長 菅家 洋一		
		落札価格(税込) (契約金額)	226,380,000 円		
		予定価格(税抜)	226,565,000 円		
工事期間	本件の議決日の翌日 から 令和2年3月25日 まで	失格基準価格(税抜)	203,410,000 円		

学識経験者の職氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取年月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取年月日
会津若松建設事務所 主幹兼事業部長	和知 聡	適	平成31年4月12日	不要	—	—
会津若松建設事務所 主幹兼建築住宅部長	大和田 茂憲	適	平成31年4月12日	不要	—	—

No.	入札参加者名	標準点	加算点	技術評価点 (標準点+加算点)(A)	入札価格(税抜) (B)	評価値(A/B) ×1,000,000	順位	入札結果
1	株式会社 東北入谷まちづくり建設	100	11.675	111.675	208,439,000	0.5357	3	
2	田中建設工業 株式会社	100	15.175	115.175	203,908,690	0.5648	2	
3	木村建設 株式会社	100	7.500	107.500	206,180,000	0.5213	4	
4	会津土建 株式会社	100	16.875	116.875	205,800,000	0.5679	1	落札
5	株式会社 共立土建	100	17.125	117.125	202,210,000	0.5792		失格(失格基準価格を下回ったため)
6	武田土建工業 株式会社	100	10.475	110.475	202,970,000	0.5442		失格(失格基準価格を下回ったため)
7	秋山ユアビス建設 株式会社	100	16.825	116.825	202,800,000	0.5760		失格(失格基準価格を下回ったため)

※評価値は順位が分かる桁数まで表記する。

※本件の契約については、仮契約後、議会の議決を得た時に本契約となる。

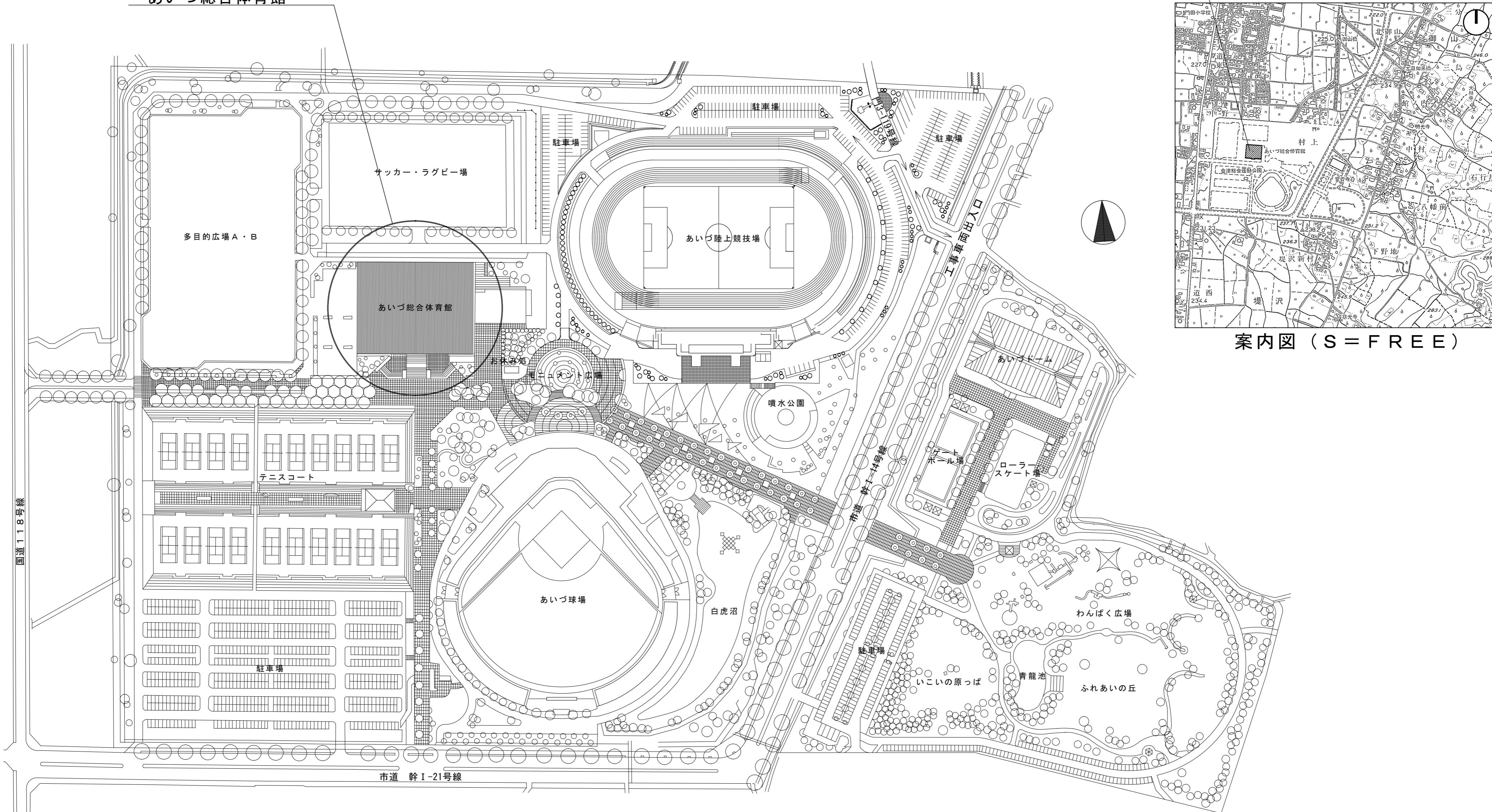
※工事期間の始期が、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日等)にあたる場合には、翌開庁日とする。

工事番号	第643号	工事名	会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事	工事場所	会津若松市門田町大字御山内地内
------	-------	-----	------------------------	------	-----------------

No.	入札参加者	企業の技術力に関する評価				配置予定技術者の技術力に関する評価					企業の地域社会に対する貢献度に関する評価														施工計画の適切性に関する評価 (d)	技術提案に関する評価		(a + b + c + d + e) 加算点		
		工事成績	優良建設工事表彰	品質管理能力	若手技術者の育成・確保	小計 (a)	施工能力	工事成績	優良建設工事表彰	資格の保有年数	小計 (b)	障がい者の雇用実績	安全管理	環境への配慮	地元業者の活用	本店等の所在地	ボランティア活動	次世代育成支援	新分野進出	除雪活動	災害協定	消防団への加入状況	男女共同参画の推進	雇用実績		新卒者・離職者の雇用	雇用の維持・確保		小計 (c)	策に関する提案
1	株式会社 東北入谷まちづくり建設	0.150	0.450	0.150	0.075	0.825	0.300	0.000	0.000	0.150	0.450	0.150	0.150	0.150	0.300	0.600	0.150	0.300	0.300	0.600	0.600	0.300	0.150	0.000	0.000	3.750	2.650	4.000	4.000	11.675
2	田中建設工業株式会社	0.150	0.450	0.150	0.000	0.750	0.150	0.150	0.000	0.150	0.450	0.150	0.150	0.150	0.300	0.600	0.150	0.300	0.300	0.600	0.600	0.300	0.075	0.000	0.000	3.675	3.300	7.000	7.000	15.175
3	木村建設株式会社	0.150	0.000	0.000	0.000	0.150	0.300	0.150	0.000	0.150	0.600	0.000	0.150	0.000	0.150	0.600	0.150	0.000	0.000	0.600	0.600	0.000	0.000	0.000	0.000	2.250	1.500	3.000	3.000	7.500
4	会津土建株式会社	0.150	0.450	0.150	0.075	0.825	0.300	0.150	0.000	0.150	0.600	0.150	0.150	0.150	0.300	0.600	0.150	0.300	0.300	0.600	0.600	0.300	0.150	0.000	0.150	3.900	3.550	8.000	8.000	16.875
5	株式会社 共立土建	0.150	0.450	0.150	0.000	0.750	0.300	0.150	0.450	0.150	1.050	0.150	0.150	0.150	0.300	0.600	0.150	0.300	0.300	0.600	0.600	0.300	0.075	0.150	0.150	3.975	3.350	8.000	8.000	17.125
6	武田土建工業株式会社	0.075	0.450	0.150	0.000	0.675	0.000	0.075	0.225	0.150	0.450	0.000	0.150	0.150	0.150	0.600	0.150	0.300	0.000	0.000	0.000	0.300	0.150	0.000	0.000	1.950	3.400	4.000	4.000	10.475
7	秋山ユアビス建設株式会社	0.150	0.225	0.150	0.000	0.525	0.300	0.000	0.450	0.150	0.900	0.150	0.150	0.150	0.300	0.600	0.150	0.300	0.300	0.600	0.600	0.300	0.150	0.000	0.000	3.750	3.650	8.000	8.000	16.825

あいづ総合体育館

工事場所：あいづ総合体育館



会津総合運動公園全体配置図 (1/1800)

【 特 記 事 項 】

図面に記載のない事項以外は下記による。

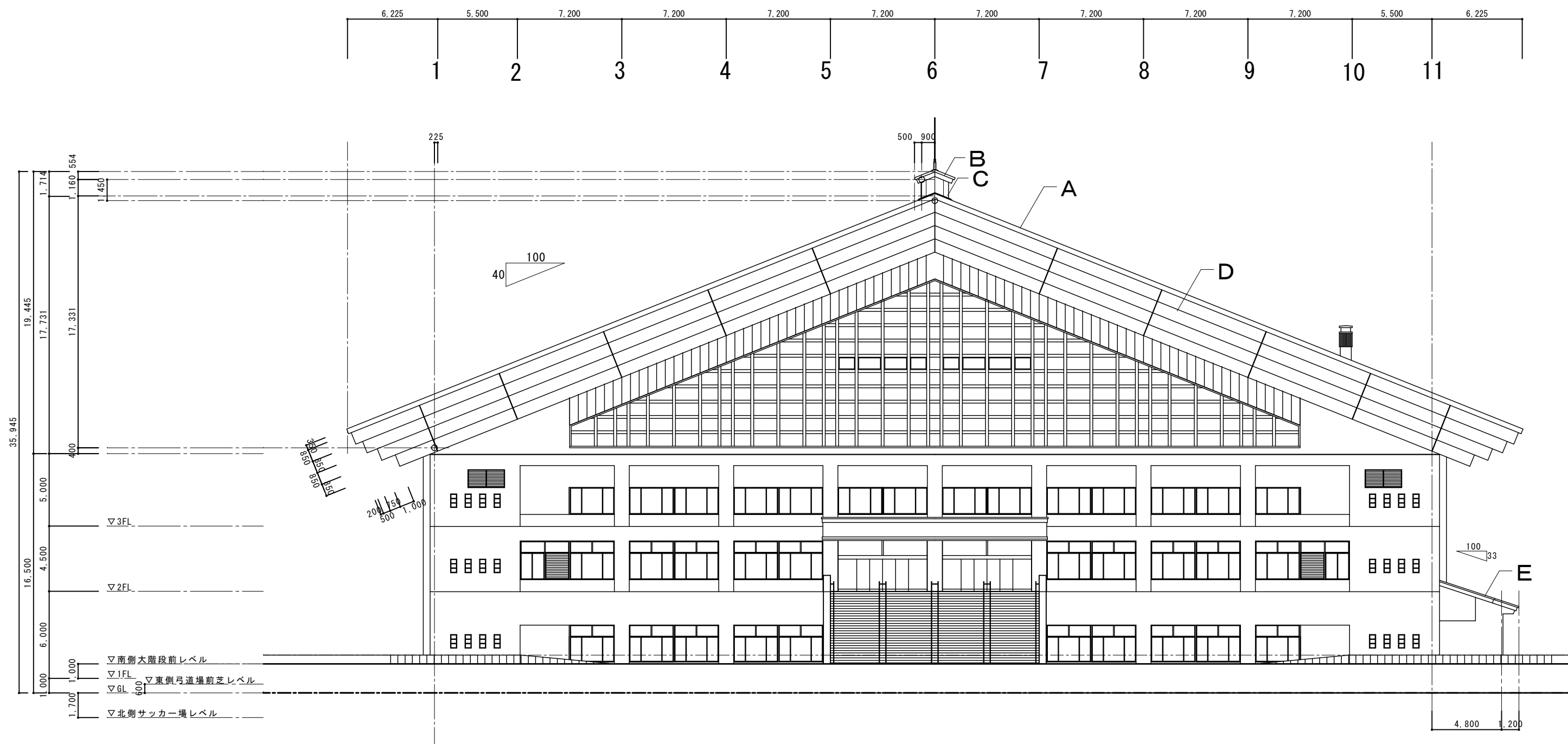
- ・「建築・設備工事共通仕様書」福島県土木部制定
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「建築改修工事監理指針」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「電気設備工事、機械設備工事監理指針」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・屋根鋼材については、穴あき保証25年、塗膜保証15年同等品とする。
- ・着工日より保険を付すこととし、保険証書等の写しを提出すること。
- ・保険期間は、工事期間に14日間を加算した日数とする。
- ・揚重機及び資材搬入・搬出の際には、誘導員を配置すること。
- ・施設を使用しながらの施工になるので、施設利用者等の安全には十分に配慮すること。
- ・施設利用者等が敷鉄板を横断する箇所は、ゴムマット等を敷き、安全に十分配慮すること。
- ・敷鉄板を敷設する際は、敷鉄板同士を溶接するなどし、安全には十分配慮すること。
- ・アリーナへの転落防止のため、アリーナ天井内部には、転落防止安全ネットを張った上、施工すること。
- ・その他関係法令を遵守すること。

- ・足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと
- ・受注者は、仮設足場の設置に当たっては、強度を確認の上、種類、設置方法等について、監督員と協議すること。
- ・施設の出入口に掛かる足場については、外部に出られるように設置すること。

* 「手すり先行工法」の足場とは、全層に二段手すりかつま先板（幅木）のある足場をいう。

会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事 設計図

案内図 配置図	縮 尺
	FREE. 1/1800
	制作年月日 H31.4
課 主 設 製	長 幹 計 図
会津若松市 財務部 公共施設管理課	



	改 修 前	改 修 後
A	大屋根部屋根材 70.4フッ素樹脂鋼板横段葺き (74発泡ホリエレンシート裏張) 下地材 アスファルトフイック 22kg品、725木毛セメント板	大屋根部屋根材 70.4ｶﾞﾙﾊﾞﾘウムｶｰﾄﾞ鋼板横段葺き (74発泡ホリエレンシート裏張) 下地材 改質アスファルトフイック 粘着層付 t=1.0、アスファルトフイック 22kg品 (既存)、725木毛セメント板 (既存)
B	塔屋部屋根材 70.4フッ素樹脂鋼板横段葺き (74発泡ホリエレンシート裏張) 下地材 アスファルトフイック 22kg品、725木毛セメント板	塔屋部屋根材 70.4ｶﾞﾙﾊﾞﾘウムｶｰﾄﾞ鋼板横段葺き (74発泡ホリエレンシート裏張)、棟避雷針部加工共 下地材 改質アスファルトフイック 粘着層付 t=1.0、アスファルトフイック 22kg品 (既存)、725木毛セメント板 (既存)
C	塔屋部外壁 押し成形セメント板+吹付タイル、目地シーリング	塔屋部外壁 押し成形セメント板 (既存)、高圧洗浄 (12~15MPa)、下地調整材 (微弾性フィラー) 塗の上、ｱｸﾘﾙ系複層仕上げ塗材上塗り、 既存外壁及びガラリー廻り目地シーリング 打替え10×15
D	大屋根軒裏材 角波鉄板フッ素樹脂塗装	大屋根軒裏材 角波鉄板フッ素樹脂塗装 (既存)
E	下屋部屋根材 ア0.4フッ素樹脂鋼板横段葺き (ア4発泡ホリエレンシート裏張り) 下地材 アスファルトフイック 22kg品、ア25木毛セメント板、金属タイル@550	下屋部屋根材 70.4ｶﾞﾙﾊﾞﾘウムｶｰﾄﾞ鋼板横段葺き (74発泡ホリエレンシート裏張) 下地材 改質アスファルトフイック 粘着層付 t=1.0、アスファルトフイック 22kg品 (既存)、725木毛セメント板 (既存)、金属タイル@550 (既存)

⑦

会津総合運動公園あいづ総合体育館屋根改修工事設計図

南立面図	縮 尺
	1/200
	制作年月日
	H31.4
課 主 設 製	長 幹 計 図
会津若松市 財務部 公共施設管理課	

会津若松市の総合評価方式について

1 総合評価方式とは

総合評価方式は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、品質の向上及び不良・不適切業者の排除を目的として、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式。本市では、予定価格が1億5千万円以上、かつ、技術的工夫の余地の大きい工事と認められる工事を対象として実施している。

・本市が導入している総合評価方式の型式

「標準型」

技術的な工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減、工期の短縮等の技術提案、施工計画や同種工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するもの

2 総合評価方式による落札者の決定方法

(1) 次の算式により求めた「評価値」が最も大きな業者が第一落札候補者となる。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点(標準点100点+加算点(最大20点))}}{\text{入札金額(税抜き)}} \times 1,000,000$$

※「×1,000,000」……数値を見易くするための措置

(2) 事後審査等

落札候補者に対し事後審査を実施し、入札参加資格を満たしていることが確認できれば、落札者となる。ただし、低入札価格調査の調査基準価格を下回る場合は、施工担当部局において低入札価格調査を実施し、その結果、適正な施工が確保されると判断された場合に落札者となる。

(3) 「加算点」の評価項目及び評価点について

加算点とする評価の項目は、福島県の総合評価制度に準拠しており、次のとおり評価項目及び評価点を設定している。

○企業の取組・実績に関する項目

評価項目	評価点
1. 企業の技術力（実績・経験等）に関する評価	0.9点
2. 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に関する評価	1.05点
3. 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価	4.05点
小計（A）	6点

○当該工事の施工に関する項目

評価項目	評価点
4. 施工計画の適切性	6点
5. 技術提案に関する評価	8点
小計（B）	14点

合計（A） + （B）	20点
-------------	-----

○上記「5. 技術提案に関する評価」の評価項目は、次表から1～2項目を設定。

評価項目	提案例	
総合的なコストに関する技術提案	ライフサイクルコスト削減	維持管理費の削減 等
	補償	補償費の削減 等
工事目的物の性能・機能に関する技術提案	性能・機能	初期投資の持続性、強度、耐久性 等
社会的要請への対応に関する技術提案	工事現場周辺における対策	交通規制日数の短縮、騒音・振動対策、歩行者の安全確保 等
	環境に対する影響の軽減	水質汚濁・防塵対策、大気汚染・悪臭対策 等
	省資源対策又はリサイクル対策	リサイクル製品の活用、建設副産物の抑制 等

会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱

(平成21年6月18日決裁)

(最終改正 平成31年3月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、予定価格150,000,000円以上で、かつ、技術的な工夫の余地が大きい工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、総合評価方式の対象としないことができるものとする。

- (1) 災害復旧工事その他の緊急を要する工事
- (2) 入札参加資格に係る地域要件において次に掲げる業者以外も対象とする工事
 - ア 市内に所在する本社又は本店を登録する業者
 - イ 市内の支店又は営業所を登録する業者
- (3) 総合評価方式の対象工事として公告に付した工事のうち、入札者が得られず不調となった工事

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式の型式は、標準型（技術的工夫の余地が大きい工事で、安全対策、交通・環境への影響の軽減、工期の短縮等の施工上の提案、施工計画や同種工事の経験、工事成績などを評価項目として、それらの評価及び入札価格を総合的に評価するものをいう。）とする。

(学識経験者の意見聴取等)

第4条 市長は、次に掲げる場合には、施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴取しなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。なお、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。
 - (2) 前号の意見の聴取時において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見があったものについて、落札者を決定しようとするとき。
- 2 前項に規定する学識経験を有する者として、会津若松市総合評価員（以下「評価員」という。）を置き、評価員は、次に掲げる事項により、市長が委嘱するものとする。
- (1) 評価員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
 - (2) 評価員の氏名及び職業は、当該契約締結後に公表するものとする。
 - (3) 評価員は、前項に規定する意見の聴取に際して知り得た入札契約等に関する情報に

については、秘密の保持をしなければならないものとする。なお、評価員を退いた後も、同様とする。

- 3 第1項に規定する意見の聴取については、評価員に対し意見を文書により求め、個別に聴取するものとする。

(入札公告等)

第5条 市長は、総合評価方式の対象となる工事については、入札公告及び入札説明書において次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 総合評価方式に関する評価項目及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(技術評価点申請書等の提出)

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類のうち、入札公告又は入札説明書に定めたものを、入札公告で定める期限までに提出するものとする。

- (1) 技術評価点申請書(第1号様式)
- (2) 企業の技術力に関する調書(第2号様式)
- (3) 配置予定技術者の技術力に関する調書(第3号様式)
- (4) 企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書(第4号様式)
- (5) 施工計画書(第5号様式)
- (6) 技術提案書(第6号様式)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める技術資料

2 入札参加希望者は、前項の規定により施工計画書及び技術提案書の提出を求められた場合、市が図面及び仕様書等により示した施工方法(以下「発注提示案」という。)と異なる施工方法の提案(以下「技術提案」という。)を行う場合にあっては技術提案書にその内容等を記載したうえで当該技術提案に基づく施工計画を、技術提案を行わない場合にあっては技術提案書に技術提案をしない旨を記載したうえで発注提示案に基づく施工計画を施工計画書に記載し提出するものとする。

3 第1項の規定により提出するよう定められた書類(以下「技術評価点申請書等」という。)の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された技術評価点申請書等の返却は行わないものとする。

4 提出期限後における技術評価点申請書等の内容変更、差替え及び再提出は認めないものとする。

(技術提案等の審査)

第7条 技術評価点申請書等の審査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 企業の技術力に関する調書、配置予定技術者の技術力に関する調書及び企業の地域社会に対する貢献度等に関する調書についての審査は、総務部契約検査課が行うものとする。
- (2) 施工計画書及び技術提案書についての審査は、総務部契約検査課が取りまとめ、別表に掲げる職員を構成員として市長が設置する総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)が行うものとする。

2 技術審査会は、前項第2号の審査にあたって必要があると認めるときは、入札参加者から説明を求めることができるものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価の方法は、入札参加者が提案した技術提案等の各評価項目を点数化した得点の合計(20点を上限とする。以下「加算点」という。)に、標準点である100点を加えた点数(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

2 評価項目及び評価基準については、工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じて設定するものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者は、次に掲げる要件全てに該当する者のうち、評価値が最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること(ただし、低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札の場合は、失格基準価格以上で、かつ、低入札価格調査の結果適正な施工が確保されると判断された場合に限る。)

(2) 入札参加資格要件を満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(評価内容の担保)

第10条 市と落札者との間で入札に係る工事について請負契約を締結した場合において、当該落札者が第6条第2項の規定により提案した技術提案を履行できないときは、市長は、その理由が自然災害等の不可抗力による場合を除き、落札者から契約金額の10分の1に相当する額を限度として違約金を徴するものとする。

2 市長は、落札者が第6条第3項の規定により提出した技術評価点申請書等に基づかずに工事を施工し、かつ、技術評価点申請書等に基づき再度施工させることが困難である、又は合理的でないと判断したときは、前項に規定する違約金の徴収のほか、契約金額の減額、損害賠償の請求、入札参加停止の措置及び工事成績評点の減点をすることができる。

(提案内容の取扱い)

第11条 市長は、技術提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者が行った技術提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、技術提案を行った入札参加者の知的財産に関する部分を除き、当該落札者の技術提案が他の入札参加者が行った技術提案に比べ優位な点を公表することができるものとする。

2 市長は、技術提案を行った入札参加者の了承を得ることなく当該技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な施工方法についてはこの限りではない。

(評価結果等の公表)

第12条 市長は、技術評価点、入札価格及び評価値の結果について、「会津若松市入札及び契約に係る情報公表要領」(平成20年5月30日決裁)による契約締結後に行う公表に併せて、総合評価方式入札結果(第7号様式)により公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあつては、仮契約締結後に公表するものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第13条 落札者とならなかった者は、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められた場合は、書面により回答を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

略

別表（第7条関係）

総合評価技術審査会構成員

1	総務部契約検査課長	委員長
2	財務部公共施設管理課長	委員
3	農政部農林課長	委員
4	建設部都市計画課長	委員
5	建設部まちづくり整備課長	委員
6	建設部開発管理課長	委員
7	建設部道路課長	委員
8	建設部建築住宅課長	委員
9	上下水道局上水道施設課長	委員
10	上下水道局下水道施設課長	委員
11	当該工事に関係する課長	委員（※）
12	学識経験者	委員（※）

※11、12の者については、必要に応じて委員とすることができるものとする。

案件No. 2

抽出事案説明書

入札方式	制限付一般競争入札	
工事名	老朽管更新事業 一箕町八幡配水管布設替工事	
施工担当課	水道部施設課（現上下水道局上水道施設課）	
工事概要	<p>老朽化した配水管を更新する工事</p> <p>配水管布設替工 DIP（NS形）φ450mm L=194.5m</p> <p>配水管接続替工1箇所</p> <p>空気弁設置工2基</p> <p>排水管工1箇所</p>	
契約相手方	東協設備株式会社	
入札参加資格	①登録工種	水道施設工事
	②資格総合点数	水道施設工事 670点以上
	③地域要件	市内業者又は準市内業者
	④技術者	本工事に対応する資格を要する技術者を主任技術者（下請契約の請負代金額の合計が4,000万円以上となる場合は監理技術者）として施工現場に専任で配置できること。（いずれの技術者も専任の場合には入札日（＝開札日）以前に正社員として3月以上の雇用関係があること。）
	⑤施工実績	元請として同種工事の施工実績を有すること。ただし、準市内業者においては、過去に本市発注の水道施設工事において元請として2,500万円以上の工事の受注実績（JV施工を除く。）を併せて有すること。
	⑥その他	現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、本市が定める常駐義務の緩和要件等に該当する場合はこの限りでない。（配置する現場代理人は正社員であること。）

入札参加資格設定 の経緯及び理由	上記① 上記②、③ 上記④ 上記⑤ 上記⑥	本工事の施工内容から設定した。 本市建設工事発注基準に基づき設定した。 建設業法の規定により設定した。 工事品質の確保を考慮して設定した。 適切な現場管理の確保を考慮し設定した。
入札結果	別紙入札・見積結果情報のとおり	
予定価格	67,804,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
当初契約金額	67,793,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
落札率	99.98%	
備考		

入札・見積結果情報閲覧



戻る

更新日: 2019/10/18

開札結果	落札者決定
年度	2019年度
工事名	老朽管更新事業 一箕町八幡配水管布設替工事
契約管理番号	201900380039
入札方式	制限付一般競争入札(事後審査型)
工種	水道施設
落札方式	*****
工事場所	*****
開札日時	2019/10/17 09:16:47
予定価格(税抜)	61,640,000円
基準評価値	*****
設計額又は見積額(税抜)	*****
調査基準価格/最低制限価格区分	最低制限価格
調査基準価格(税抜) /最低制限価格(税抜)	55,300,877円
地域要件	*****
その他要件	*****
添付ファイル	*****
課所名	総務部 契約検査課
備考	*****

※本画面上記載の金額は全て税抜きです。

※添付ファイルは必ず「保存」を選択し、ダウンロードした後に開いて下さい。

入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	第3回	随意契約	摘要
	金額(税抜)	金額(税抜)	金額(税抜)	金額	
東協設備株式会社	61,630,000			*****	落札
ハツ橋設備株式会社	61,000,000			*****	無効 指定した工事費内訳書と異なる

くじ結果

順位	業者名称	くじ入力 番号	乱数値	くじ番号	入札書提出日時	応札順序	備考
----	------	------------	-----	------	---------	------	----



位置図

工 事 概 要

工 事 番 号	令和元年度 第39号
工 事 名	老朽管更新事業 一箕町八幡配水管布設替工事
路 線 名	市道 幹I-8号線 外1路線
工 事 箇 所	会津若松市一箕町大字八幡 地内
工 事 概 要	配水管布設替工 DIP(NS形)φ450mm L=194.5m 配水管接続替工 1箇所 空気弁設置工 2基 排水管工 1箇所

No. 3

抽出事案説明書

契約方式	随意契約
工事名	大戸浄水場膜ろ過制御設備更新工事
施工担当課	水道部施設課（現上下水道局上水道施設課）
工種	機械器具設置
工事概要	会津若松市大戸浄水場の膜ろ過制御設備の一部を更新するもの。 P L C 更新 1 式 I / O 変換ユニット更新 1 式 タッチパネル更新 1 式
契約の相手方	オルガノプラントサービス株式会社東北事業所
随意契約の理由	本工事の浄水工程における「膜ろ過設備」は、大戸浄水場の最も重要な設備であり、ろ過設備一部更新は、製造元でなければ製品の調達及び分解・組立・試験調整は極めて困難であるため。
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」
予定価格	26,532,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
当初契約金額	25,300,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
備考	

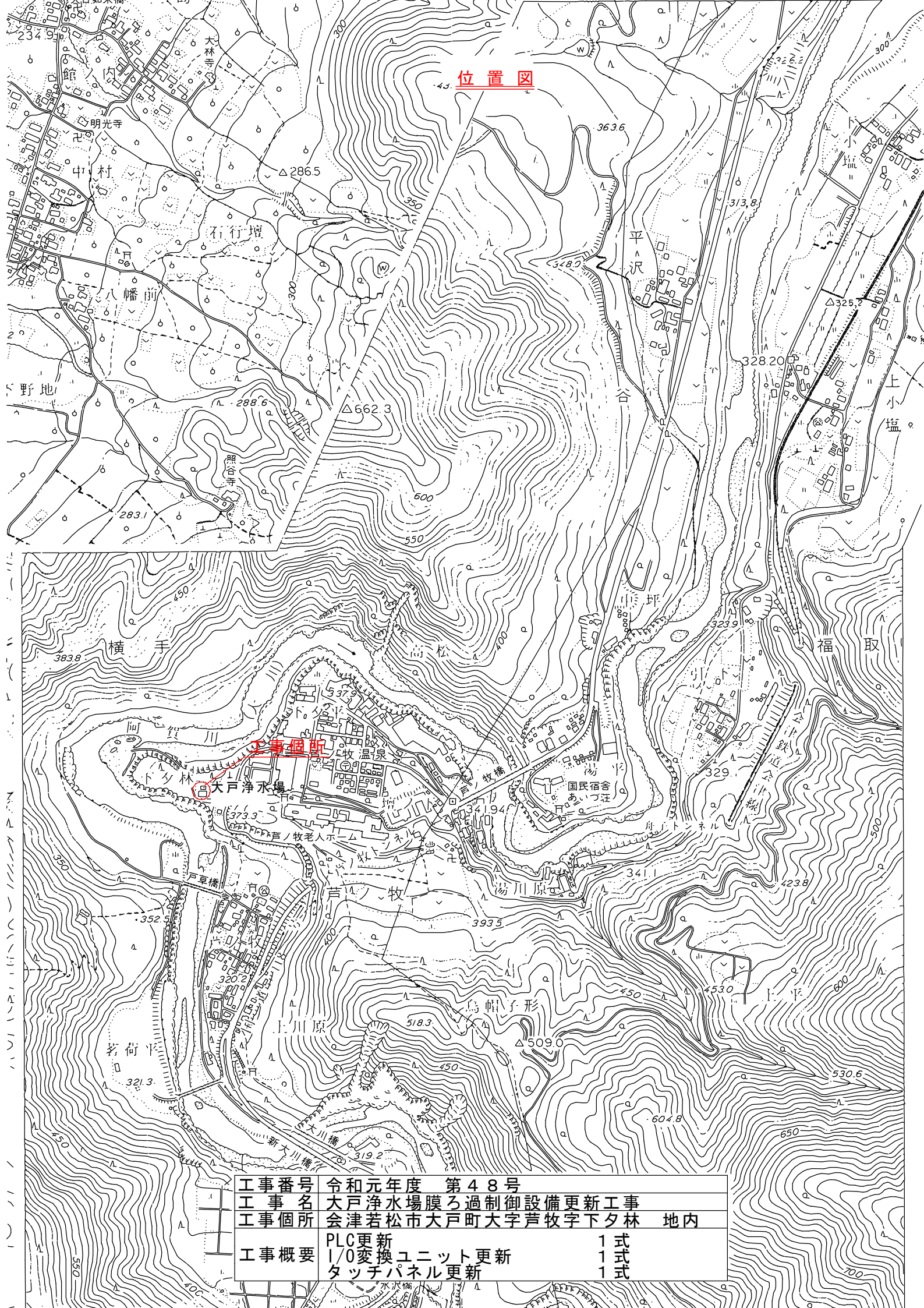
見積結果表（工事）

工事番号 水道部第 48 号

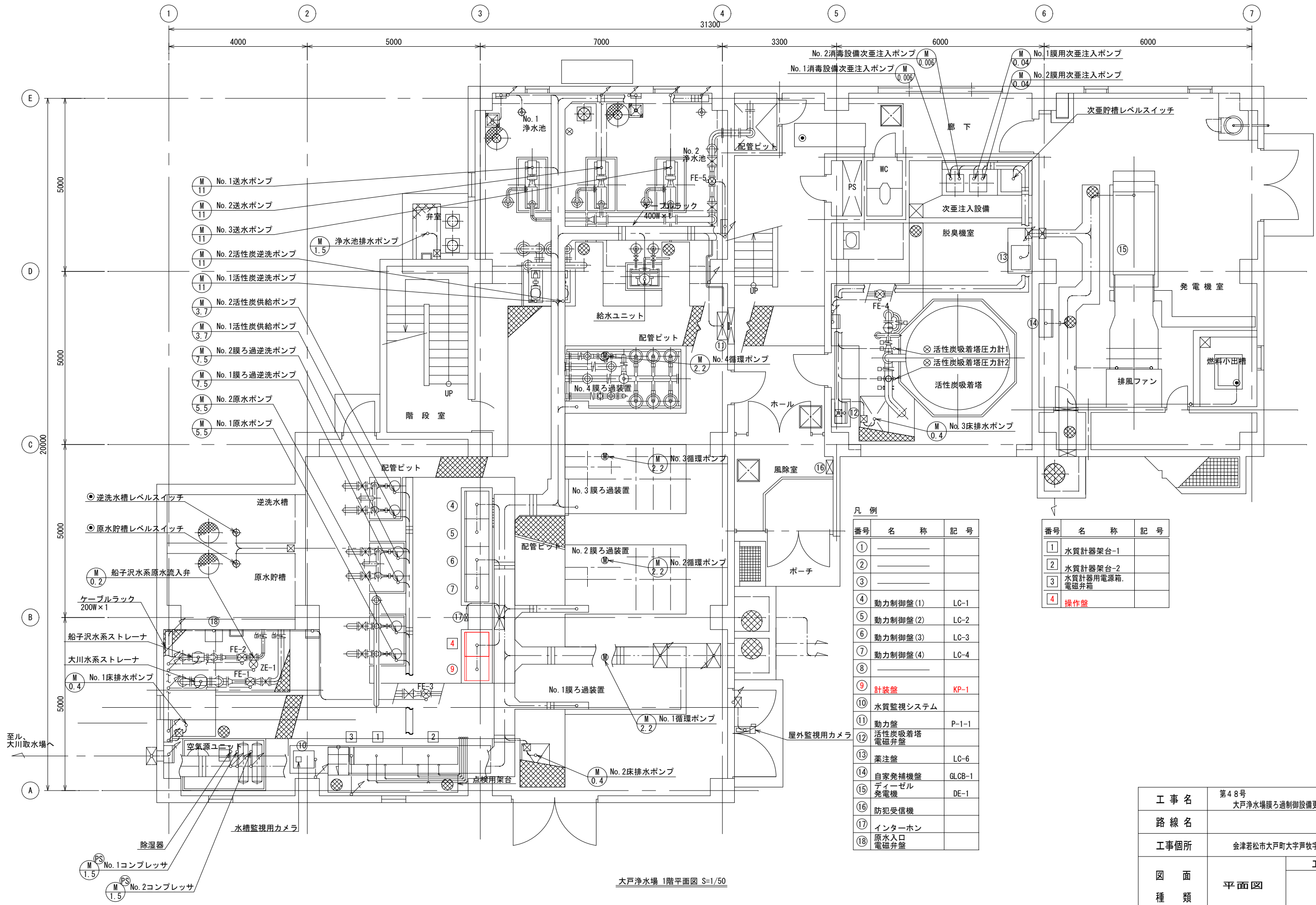
工事名	大戸浄水場膜ろ過制御設備更新工事		
工事場所	会津若松市大戸町大字芦牧字下夕林 地内		
工事概要	PLC更新 I/O変換ユニット更新 タッチパネル更新		1式 1式 1式
工事期間	令和元年11月22日	から	令和2年3月20日 まで
見積日時	令和元年11月22日	午後 1時30分	
見積場所	入札室		
契約方法	見積合せ（1者随意契約）	業種	機械器具設置工事
契約担当課	水道部総務課	施工課	水道部施設課
落札業者名及び住所(契約相手方)	オルガノプラントサービス 株式会社 東北事業所 東北事業所長 海沼 一広 宮城県仙台市青葉区本町1-11-1		
落札価格(税込) (契約金額)	25,300,000 円		
予定価格(税込)	26,532,000 円	最低制限価格(税込)	設定無 円

No.	見積参加者名	見積価格（税抜き）			
		第1回	第2回	第3回	
1	オルガノプラントサービス 株式会社 東北事業所	23,000,000			決定
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

位置図



工事番号	令和元年度 第48号	
工事名	大戸浄水場膜ろ過制御設備更新工事	
工事個所	会津若松市大戸町大字芦牧字下夕林 地内	
工事概要	PLC更新	1式
	I/O変換ユニット更新	1式
	タッチパネル更新	1式



大戸浄水場 1階平面図 S=1/50

凡例

番号	名称	記号
①		
②		
③		
④	動力制御盤 (1)	LC-1
⑤	動力制御盤 (2)	LC-2
⑥	動力制御盤 (3)	LC-3
⑦	動力制御盤 (4)	LC-4
⑧		
⑨	計装盤	KP-1
⑩	水質監視システム	
⑪	動力盤	P-1-1
⑫	活性炭吸着塔 電磁弁盤	
⑬	薬注盤	LC-6
⑭	自家発補機盤 ディーゼル 発電機	GLCB-1 DE-1
⑮	防犯受信機	
⑯	インターホン	
⑰	原水入口 電磁弁盤	
⑱		

番号	名称	記号
1	水質計器架台-1	
2	水質計器架台-2	
3	水質計器用電源箱, 電磁弁箱	
4	操作盤	

工事名	第48号 大戸浄水場膜ろ過制御設備更新工事		
路線名			
工事箇所	会津若松市大戸町大字芦牧字下々林 地内		
図面種類	平面図	工事概要	
図面番号	1	設計年月	令和元年10月
会津若松市水道部			